第3次 安平町男女共同参画基本計画

素案

安 平 町 令和6年 月

はじめに

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現、そして、少子高齢化が進み、人口減少社会にある中で、まちの活力を維持・活性化させていくためには、性別に関係なく、個性を輝かせ、多様な能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が必要です。

新型コロナウイルス感染症流行下においては、労働者の雇用機会の減少、外出制限中の家庭における女性への家事労働の負担及びDVや虐待の増加など、性別による固定的な役割分担や男女の雇用の不平等、暴力被害などが顕在化したと言われています。さらには、大学の医学部において女性の受験生に不利になるような採点制度が採用されるなど、教育の場においても不平等な取扱いが明るみになりました。

安平町においては、令和元年に第2次安平町男女共同参画基本計画を策定し、生活と仕事の調和(ワークライフバランス)の推進や、あらゆる分野における女性参画の推進、子育てしやすいまちづくりの推進などを目標とした施策を推進してきましたが、「育児・介護休業法」の改正や「LGBT理解増進法」の成立など新たな法制度への対応、そしてSDGs(持続可能な開発目標)などの国際社会が目指す方向性を踏まえ、多角的に男女共同参画を捉えることが必要になってきました。

こうした状況を踏まえ、国の第5次男女共同参画基本計画を参酌するとともに、北海道の取組や新たな視点を加え、第2次安平町総合計画を組み入れた、今後の男女共同参画社会の形成に向け、第3次安平町男女共同参画基本計画を策定することといたしました。

この基本計画では、一人ひとりが個人として尊重され、多様性を認め合える社会を目指すとともに、女性の社会進出、子育てと仕事が両立できる社会の実現に向けて、男女が互いに人権を尊重しつつ、それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会に対する理解や促進に向けた取組を進めていくこととしました。

今後は、この基本計画をもとに、町民の皆様をはじめ各企業や関係機関及び団体の方々と連携しながら、 男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してまいりたいと考えていますので、一層のご理解とご協力 をお願いいたします。

令和6年 月

安平町長 及川 秀一郎

目次

| 第] | 1章 | 計画の策定に | あたって | 1 - |
|-----|-----|---------|---|-------|
| 1 | 計 | 画の概要 | | 2 - |
| 2 | 計 | 画の位置づけ | | 2 - |
| 3 | 計 | 画の期間 | | - 3 - |
| 4 | 男 | 女共同参画の背 | §景 | - 3 - |
| 第2 | 章 | 安平町の現状と | ·課題 | 6 - |
| 1 | 人 | ロと少子高齢化 | , | 7 - |
| 2 | 出 | 生件数、合計特 | - - - - - - - - - - - - - - - - - - - | 8 - |
| 3 | . 各 | 分野での女性の |)参画状況 | 9 - |
| 4 | . 男 | 女共同参画のた | -めの課題 | 10 - |
| 第3 | 章 | 計画の体系 | | 12 - |
| 基 | 基本. | 方針 I | 男女が互いに個性を認め合い、尊重し合うまちづくり | 14 - |
| | 基 | 本的方向① | 男女共同参画に向けた意識改革、啓発活動の推進 | 14 - |
| | 基 | 本的方向② | 男女共同参画に向けた教育の推進 | 16 - |
| | 基 | 本的方向③ | 人権尊重の意識づくり | 18 - |
| 基 | 基本. | 方針 Ⅱ | 性別に関係なく社会参画できるまちづくり | 21 - |
| | 基 | 本的方向① | 政策・方針決定機関への女性参画の推進 | 21 - |
| | 基 | 本的方向② | 男女共同参画に向けた行政の推進 | 29 - |
| | 基 | 本的方向③ | 就労の場における環境の整備 | 29 - |
| | 基 | 本的方向④ | 男女の仕事と家庭生活の両立の支援 | 31 - |
| 基 | 基本, | 方針Ⅲ | 地域で支え合い安心して生活できるまちづくり | 33 - |
| | 基 | 本的方向① | 相談支援体制の充実 | 35 - |
| | 基 | 本的方向② | 生涯にわたる総合的な支援体制の推進 | 37 - |
| | 基 | 本的方向③ | 生涯学習の推進、充実 | 38 - |
| | 基 | 本的方向④ | 地域における男女共同参画の促進 | 38 - |
| 資 | 料 | 編 | | 38 - |
| 身 | €施 | 事業一覧 | | 38 - |
| | 【基 | 本方針 [] | ; | 38 - |
| | 用詞 | 語説明 | | 48 - |
| | 計ī | 画の推進体制 | | 49 - |
| | 安3 | 亚町里女共同参 | 画基本計画策定経過 | 50 - |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重し合い、性別的差別を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会を言います。この男女共同参画社会の実現に向け、国では「男女共同参画社会基本法」を制定し、この基本法を基に「男女共同参画基本計画」が策定され、さまざまな取り組みが行われてきました。

しかし、意識や社会慣習の上で男女の固定的な役割分担に関する考え方が根強く残っており、就労や政策決定の場、さらに家庭内においても男女平等が完全に実現しているとは言えず、その個性や能力を十分に発揮するには多くの課題が残されているのが現状です。

男女共同参画社会の実現を図るためには、多種多様な職業の選択ができ、そして介護 や育児、社会参加活動などと仕事の両立が可能となる総合的な支援策を推進するととも に、職場、地域社会、家庭内において対等な人間関係の構築が必要です。

安平町においても平成 23 年 11 月に基本理念や施策などを定めた「安平町男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、令和元年には第2次安平町男女共同参画基本計画を策定し、生活と仕事の調和(ワークライフバランス)の推進や子育てしやすいまちづくりの推進などを目標とした男女共同参画施策を総合的に推進してきました。

この間、平成27年9月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行され、仕事と家庭の両立に向けた環境整備など、職業生活における女性の活躍の推進によって、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

このような現状を踏まえ、これまで培ってきた男女共同参画の視点をしっかりと継承 し、地域社会全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、「第3次安 平町男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画基本計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」(*1)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」(*2)として位置づけ、本町が実施する男女共同参画及び女性活躍推進に関する施策並びに配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的に推進するための計画です。また、上位計画である安平町総合計画やその他の個別計画と連携を図りながら推進します。

【安平町男女共同参画基本計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。ただし、施策項目などについては、社会情勢の変化や国及び道などの動向を踏まえ、令和9年度が始期となる「第3次安平町総合計画」と整合性を図ることとし、必要に応じて計画期間の中間年を日安に見直しを図るものとします。

4 男女共同参画の背景

(1) 男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会です。

(2) 男女共同参画社会基本法

国では平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、その前文において 少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化に対応する上で、男女が互いに人権を尊 重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性や能力を十分に発揮すること ができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題としています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現は最重要課題と位置付け、基本理 念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形 成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために制定されたものです。

(3)基本理念(法第3条~7条)

*男女の人権の尊重

- *社会における制度又は慣行についての配慮
- *政策等の立案及び決定への共同参画 *家庭生活における活動と他の活動の両立
- *国際的協調

(4) 国、地方公共団体、国民の責務(法第8条~10条)

- *国は基本理念(基本法3~7条)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- *地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- *国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(5) 国の動き

国においては昭和50年(1975年)の「国際婦人年」を契機とした国際的な動きの中でわが国でも男女平等に関する法律や制度化が進展しています。

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、社会情勢の現状認識や基本法策定後の評価、

反省を踏まえ平成 17年に第2次計画、平成 22年に3次計画、平成 27年に第4次 計画、令和2年に第5次計画が策定されています。

◆国の主な動き

| 昭和 50 年(1975 年) | 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議設置 |
|-----------------|--|
| 昭和 52 年(1977年) | 国内行動計画策定 |
| 昭和 60 年(1985 年) | 男女雇用機会均等法成立 女子差別撤廃条約批准 |
| 昭和 62 年(1987年) | 西暦 2000 年に向けての新国内行動計画策定 |
| 平成3年(1991年) | 育児休業法成立 |
| 平成 5 年(1993 年) | パートタイム労働法成立 |
| 平成 6 年(1994 年) | 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置 |
| 平成7年(1995年) | 育児休業法改正(介護休業制度の法制化) |
| 平成8年(1996年) | 男女共同参画 2000 年プラン策定 |
| 平成 9 年(1997年) | 男女雇用機会均等法改正 |
| 平成 11 年(1999 年) | 男女共同参画社会基本法施行 |
| 平成 12 年(2000 年) | 男女共同参画基本計画策定 |
| 平成 13 年(2001 年) | 内閣府男女共同参画局設置、男女共同参画会議設置 配偶者暴力防止法施行、育児•介護休業法一部改正 |
| 平成 15 年(2003 年) | 次世代育成支援対策推進法成立 |
| 平成 17年(2005年) | 男女共同参画基本計画(第2次)策定 |
| 平成 19 年(2007年) | 「仕事と生活の調和 (ワークライフバランス) 憲章」及び「仕事と 生活の調和推進のための行動指針」策定 |
| 平成 20 年(2008 年) | 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律改正 男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 |
| 平成 22 年(2010 年) | 男女共同参画基本計画(第3次)策定 |
| 平成 25 年(2013 年) | 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律改正 |
| 平成 27 年(2015 年) | 男女共同参画基本計画(第4次)策定 |
| 平成 28 年(2016 年) | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行 |
| 令和元年(2019年) | 改正 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行 |
| 令和2年(2020年) | 男女共同参画基本計画(第5次)策定 |

(6) 北海道の動き

北海道では、昭和53年の「北海道婦人行動計画」をはじめ、「北海道女性の自立プラン」、「北海道男女共同参画プラン」と計画を策定し、様々な施策等を推進してきました。平成13年には「北海道男女平等参画推進条例」を施行し、この条例に基づき平成14年に「男女平等参画基本計画」、平成20年に社会情勢の変化等を踏まえ「第2次男女平等参画基本計画」、平成30年に「第3次男女平等参画基本計画」を策定し、各施策に取り組んでいます。

◆北海道の主な動き

| 昭和 53 年(1978年) | 北海道婦人行動計画策定 | | |
|---------------------|----------------------------------|--|--|
| 昭和 56 年(1981 年) | 北海道婦人行動計画推進協議会設立(昭和 62 年北海道女性の自立 | | |
| | プラン推進協議会に改称) | | |
| 昭和60年(1985年) | 北海道婦人問題研究懇話会(昭和 44 年設置)を北海道女性会議に | | |
| | 改組 | | |
| 昭和 62 年(1987年) | 北海道女性の自立プラン策定 | | |
| 平成7年(1995年) | 北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組 | | |
| +131 +(1555 +) | 北海道男女共同参画推進本部の設置 | | |
| 平成 9 年(1997年) | 北海道男女共同参画プラン策定 | | |
| 平成 13 年(2001 年) | 北海道男女平等参画推進条例施行 | | |
| 平成 13 年(2001年) | 北海道男女平等参画審議会設置 | | |
| 平成 14 年(2002 年) | 北海道男女平等参画基本計画策定 | | |
| 平成 16 年(2004 年) | 「北海道男女平等参画チャレンジ賞」創設 | | |
| 平成 18 年(2006 年) | 北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画策 | | |
| +13, 10 4 (2000 4) | 定 | | |
| 平成 20 年(2008 年) | 第2次北海道男女平等参画基本計画策定 | | |
| 平成 21 年(2009 年) | 第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本 | | |
| +194 2 1 4 (2009 4) | 計画策定 | | |
| 平成 26 年(2014 年) | 第3次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基 | | |
| 十級 20 年(2014 年) | 本計画策定 | | |
| 平成 28 年(2016 年) | 北海道女性活躍推進計画策定(後に※に編入) | | |
| 平成 30 年(2018年) | 第3次北海道男女平等参画基本計画※ 策定 | | |
| 令和元年(2019年) | 第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基 | | |
| 17年(2019年) | 本計画策定 | | |
| · | | | |

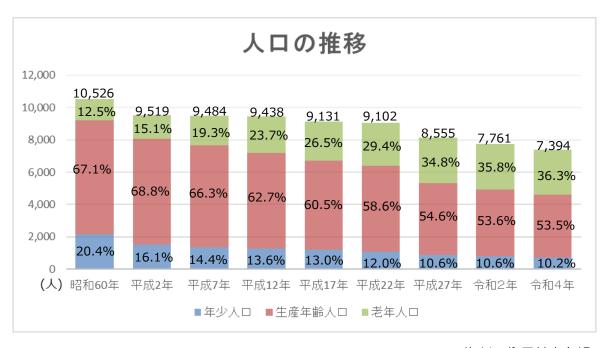
第2章 安平町の現状と課題

1 人口と少子高齢化

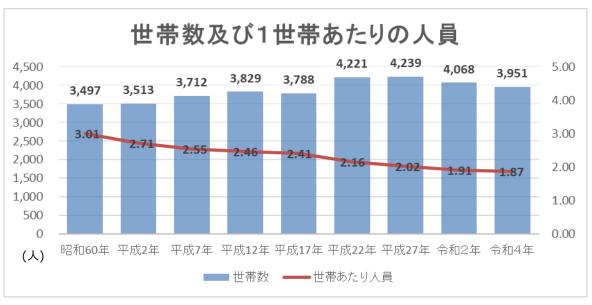
1 人口と少子高齢化

安平町の人口は、令和4年1月1日現在7,394人で、年々減少傾向にあります。 年齢別に見ると、老年人口(65歳以上)の割合が36.3%、生産年齢人口(15歳~64歳)の割合が53.5%、年少人口(0歳~14歳)の割合が10.2%となっており、 少子高齢化の進行が顕著となっています。

また、世帯数及び1世帯あたりの人員の推移をみると1世帯あたりの人員は減少しており、核家族化が進行していることがうかがえます。令和4年は社会人口増を実現しているものの、今後もこの傾向は続いていくものと思われます。



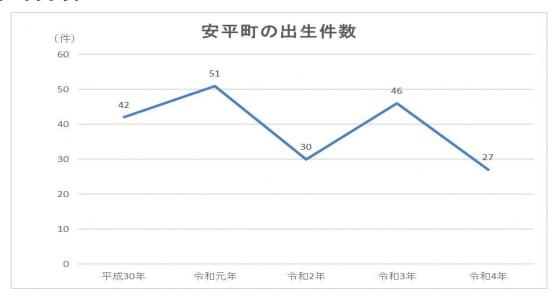
資料 住民基本台帳



*資料 国勢調査(平成22年~令和4年は住民基本台帳)

2 出生件数、合計特殊出生率の推移

安平町の出生件数の推移をみると、過去5年間の平均 40 件で推移していますが、近年は減少傾向にあります。



資料 住民基本台帳

過去5年間における合計特殊出生率では、平成30年は1.32と全国平均を下回っていますが、 令和元年から令和4年は全国平均・全道平均を上回る値で推移しています。しかし、現在の人口 を維持するには2.07が必要と言われており、全国、北海道、安平町のいずれにおいても低い水 準となっています。



資料 国•道—人口動態統計 安平町—税務住民課

- 8 -

i合計特殊出生率: 15歳~49歳までの一人の女性が一生の間に子どもを産む数の平均値。

3. 各分野での女性の参画状況

働いている女性の割合を表す労働力率 『をみると、安平町においては 48.3%となっており、 全国の 48.1%や北海道の 45.4%と比較して、働く女性の割合が高くなっています。

また、結婚、子育て期に労働力率が低下するため、M字カーブを描いているのが特徴です。



資料 国勢調査(令和2年)

安平町の主な審議会等における女性委員の参画状況は、30.0%、消防団に占める女性の割合は8.8%、町議会の議員数については33.3%、町職員の管理職については10.6%、自治会長等においては2.9%となっております。北海道及び国の各審議会、団体における女性の登用状況の割合を見ると、消防団、議員数については、若干高い割合となっていますが、他の審議会や各団体については低い水準となっており、いずれの機関においてもより一層の女性の参画が必要とされます。

各団体等における女性の参画状況(令和4年)

| 団体名 | 団体人員総数 | 女性人員数 | 安平町の割合 | 北海道の割合 | 国の割合 |
|----------|--------|-------|--------|--------|-------|
| 審議会等 | 313人 | 94人 | 30.0% | 34.6% | 43% |
| 消防団 | 136人 | 12人 | 8.8% | 7.6% | 2.9% |
| 議会議員 | 12人 | 4人 | 33.3% | 13.8% | 15.6% |
| 町職員(全体) | 144人 | 24人 | 16.7% | 27.8% | 37.2% |
| 町職員(管理職) | 46人 | 5人 | 10.9% | 14% | 17.1% |
| 自治会長等 | 34人 | 1人 | 2.9% | 4.5% | 6.8% |

労働力率:国勢調査において15歳以上人口に占める労働力人口(就業人口と完全失業者の合計)の割合。

4. 男女共同参画のための課題

国、北海道のアンケート結果推移や、各指標分析及び第2次計画における男女共同参画事業実施状況の検証結果から安平町における男女共同参画に関する課題を次の3つに集約します。

(1) 男女が認め合い、尊重し合うまちづくりが必要です。

国のアンケート結果の推移を見ると、男女共同参画の意識は年々浸透していることが分かります。しかし依然として、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった従来の固定的役割 分担意識が根強く残っており、男女共同参画は女性のみの課題と認識されがちな現状があります。

安平町でも、各指標から分かるとおり、女性のまちづくり等への参画状況は国や北海道に比べ低くなっております。男女共同参画があらゆる年代、立場の方々に必要であるという認識の不十分さや、女性が社会参画に対して消極的であり、また、女性の意見が反映されづらい現状から女性のリーダーが育成されていない状況が予想されます。

男女共同参画社会の実現には、固定的・潜在的な性別役割分担意識の変革はもとより、男女共同参画を阻害する暴力等を根絶し、人権が尊重され個性と能力を発揮できることが必要です。また、LGBTQ***等に対する正しい理解を広げ、性的少数者をはじめ全ての人が自分らしく生きることができるまちづくりを推進することが必要です。

さらに、女性に対する暴力や性犯罪が全国的に後を絶たず、深刻な人権侵害を引き起こしています。安平町においてもDV(ドメスティックバイオレンス)でなどの暴力について、相談、支援の徹底、再発防止対策を関係機関と連携し根絶する取り組みを進めるとともに、子どもや高齢者を含めた人権侵害についても決して許さない地域社会や職場を目指し、相談、解決のための体制づくりや啓発活動が必要です。

(2) 性別に関係なく社会参画できるまちづくりが必要です。

全国的な経済の低迷、家族形態やライフスタイルの多様化の中で、男女共同参画社会を実現するには、男性、女性問わず誰もが役割と居場所のある地域社会の形成が重要です。そのためには職場や、地域における意思決定機関への女性の参画や、特定の性に偏って担われている活動に対して多様な方々の参画が必要です。

安平町でも少子高齢化や核家族化が進み、家庭内での一人ひとりの役割も増えている中で、家事分担などにおいては、男性は就労で忙しく、育児、介護等は過度に女性に偏っている家庭の存在が予想されます。このような固定的役割分担が根強く残っている現状により、出産、子育てのために離職せざるを得ない状況となる女性も多いといったM字カーブ問題が安平町でも見られ、女性が働き続けられない環境であることが分かります。

近年は、国が進めるデジタル化や働き方改革の推進により、リモートワークや短時間勤務など

;

iii LGBTQ:「Lesbian(レズビアン)」、「Gay(ゲイ)」、「Bisexual(バイセクシャル)」、「Transgender(トランスジェンダー)」、「Queer(クィア)/Questioning(クエスチョニング)」の頭文字を取って名付けられた、幅広い性のあり方を総称する言葉。

 $^{^{} ext{iv}}$ DV(ドメスティックバイオレンス): 夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のことで、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力なども、DVに含まれます。

働き方や暮らし方に変化が起きており、経済や労働力確保の面でも「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」が重要な要素となっています。

今後は、性別に関わりなく全ての人が多様な生き方を尊重し、職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会を形成するため、行政、地域の各種企業、団体が男女共同参画に対する意識の向上や、働き続けられる環境の整備、家庭内においても男性が積極的に育児、介護に参加していく体制づくりが必要です。

(3) 地域で支え合い安心して暮らせるまちづくりが必要です。

男女共同参画社会の実現には、男女が共に各人の生き方、能力、適正を考え、固定的な性別的 役割にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけることが必要であり、その ためには生涯にわたる学習の機会、能力開発の機会が求められます。

また、男女が身体的な性による違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に当たっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識、情報を入手することは、主体的な行動や健康を享受できるようにしていく上でも必要です。特に女性は妊娠、出産を経験する場合もあり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、お互いに留意する必要があるといえます。さらに、妊娠、出産期だけではなく、乳・幼児期から高齢期等の人生の各段階に応じた健康上の課題についても留意し、一層の健康の保持増進が求められます。

また、単身女性世帯や母子世帯・父子世帯における経済的な問題については、以前から配偶者による扶養等がある標準世帯の陰に隠れ、社会的にも認識されにくい問題となっていました。単身世帯やひとり親世帯が急増し、また配偶者である男性の雇用不安も増す中、女性が自ら生計を維持する必要性が増しつつあります。こういった状況における世帯に対し生活上の困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、相談体制の充実や、総合的支援の充実など様々なサービス提供等が求められます。

このような現状に即し、学習、健康づくり、育児、就労等生涯における支援を進める必要があります。



第3章 計画の体系

基本方針I

男女が互いに個性を

認め合い尊重し合う

まちづくり

- ①男女共同参画に向けた意識改革、啓発活動の推進
- ②男女共同参画に向けた教育の推進
- ③人権尊重の意識づくり

基本方針Ⅱ

性別に関係なく

社会参画できる

まちづくり

①政策・方針決定機関への女性参画の推進

②男女共同参画に向けた行政の推進

③就労の場における環境の整備

④男女の仕事と家庭生活の両立の支援

基本方針Ⅲ

地域で支え合い

安心して暮らせる

まちづくり

①相談・支援体制の充実

②生涯にわたる総合的な支援体制の推進

③生涯学習の推進、充実

④地域における男女共同参画の促進

基本方針I

男女が互いに個性を認め合い、尊重し合うまちづくり

〈指標〉

| | 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和 15 年度) |
|------|---|----------------|-------------------|
| | 人権に関する啓発活動の実施 事業数 | 9事業 | 1 〇事業 |
| 数値目標 | ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち (CFC) モデル構成要素10項目チェッ クリスト」における@とOの割合 | 96.08% | 現状値以上 |

基本的方向①

男女共同参画に向けた意識改革、啓発活動の推進

〈現状と課題〉

- ・安平町では男女共同参画に関する啓発活動について、国や北海道の制度周知等に努め、パネル 展やバスツアーを実施しました。
- ・国や北海道の男女共同参画に関するアンケート結果によると、様々な分野において、男性の方が優遇されているとの結果となっています。
- ・このような現状を踏まえ、様々な機会や媒体を通じて啓発活動や情報提供を行い、地域社会、 職場、家庭内での意識改革を進めていく必要があります。

〈施策項目〉

(1) 広報・町ホームページ等による情報提供及び啓発

・広報紙・町ホームページ等により、男女共同参画に関する情報提供、啓発

●町の取組み(主要事業)

・広報紙、町ホームページ、パネル展、あびらチャンネルを活用した番組による啓発活動、情報 提供を行う

(2)情報収集・提供の充実

・男女共同参画について国、北海道、他地域の最新情報、制度等の情報提供

・様々な媒体や機会を活用しての啓発

●町の取組み(主要事業)

- ・男女共同参画に係る推進状況の把握及び情報提供
- 先進事例の調査、把握及び情報提供
- ・パンフレットの配布、パネル展の実施

(3) 性別的な役割分担に対する意識の見直し

- 固定的役割分担に対する意識改革及び女性の社会参画に関する啓発
- 町内企業及び団体等への男女共同参画に対する取り組みへの啓発

- ・男女共同参画に係る意識、実態調査の実施
- ・男女共同参画の普及・啓発
- ・パンフレットの配布、パネル展の実施【再掲】
- ・企業における先進事例の情報提供
- ◆住民の皆さんの取組み
 - ・広報紙や町ホームページ、あびらチャンネル、町公式 SNS を見て町の動きを知りましょう。
 - ・ 職場や家庭内で男女共同参画について、考えたり話し合う機会を持ちましょう。



基本的方向②

男女共同参画に向けた教育の推進

〈現状と課題〉

- ・学校教育においては、人権学習や、家庭科、保健体育、社会科などの教育課程において男女共同参画に関連する教育を進めています。
- 子どもにやさしいまちを目指すためには、子どもの意見を取り入れ、より一層子どもの主体性を引き出すため、子どもの社会参画の機会が必要です。
- 近年全国的に若者の性モラルの低下とそれに伴う性感染症の増加のほか、減少傾向ではありますが人工妊娠中絶等が問題となっています。そのため、学校教育等において命の大切さはもとより性別に関わらず人権尊重の教育や啓発の充実に努めることが必要です。
- 男女共同参画の推進のためには、女性の社会参画の促進と共に男性の家事、子育て、介護等の 家庭生活への参加が必要になります。そのためには男性への家庭生活に関する学習の機会が必要です。
- このことから、学校教育や地域社会、家庭内における男女共同参画に関する学習機会と社会参画の機会の提供及び充実が必要です。

〈施策項目〉

(1) 学校等における男女共同参画の学習の推進

- 男女共同参画、命や性、人権についての教育の充実
- 教職員に対する研修機会の充実

●町の取組み(主要事業)

- 明日の親となる中学生の子育て講座
- 教職員に対する啓発活動

(2) 家庭内や地域における学習の推進

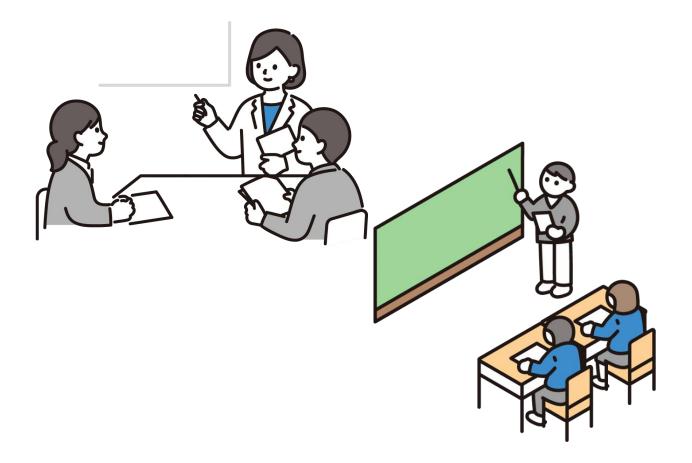
- 育児、介護等に関する男性への学習機会の拡充、参加促進
- 講演等の学習機会や、ホームページ等を利用した学習機会の提供
- 生涯学習、保健福祉関連講座など、男女共同参画に関する啓発

●町の取組み(主要事業)

- 各種教室、講座の開催
- 子育て支援センター事業
- ・地域ネットワーク会議(参加促進)
- 学習機会の提供(各機関、団体の事業)
- ・関連講座における啓発活動

◆住民の皆さんの取組み

- ・町で主催する各講座に参加してみましょう。
- 男女共同参画について積極的に学習し理解を深めましょう。



基本的方向③

人権尊重の意識づくり

〈現状と課題〉

- 女性に対する暴力は、基本的人権を大きく侵害する深刻な問題です。しかし、そのほとんどは 家庭内において行われているため潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという場合 が多く見受けられます。
- ・また、近年においては女性や子ども、高齢者に対する虐待や学校における「いじめ」の問題も 深刻化しており、各世代において人権に関する意識の醸成が必要です。
- さらに、性の多様性は個人の尊厳に関わる人権の問題ととらえ認識していく必要があることから、LGBTQ 等への理解を深め、あらゆる性を尊重し合うまちづくりを推進することが必要です。
- インターネットや SNS の普及などのデジタル化が進んでいることから、インターネットの安全・安心な利用のための広報啓発を行うことが重要です。
- このような現状から人権に関する教育の充実や、啓発活動ならびに女性や子ども、高齢者に対する暴力の根絶、犯罪等の未然防止のための取り組みが必要です。

〈施策項目〉

(1)人権についての学習、啓発

- ・人権に関する町民意識の醸成
- ・各世代における人権教育の充実
- 人権擁護委員制度の周知及び相談機会の充実
- LGBTQ等多様な性への理解促進

- 人権強化週間における住民周知
- 様々な機会を通じた人権意識の普及・啓発
- ・ 各種イベントでの街頭啓発

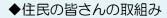
- ・人権に関する情報提供
- ・人権の花運動・人権教室・人権作文コンテスト
- ・地域活動を通じた人権教育の推進
- 学習機会の提供(各機関、団体の事業) 【再掲】
- 「困りごとなんでも相談会」及び高齢者対象「特設人権・困りごと相談会」の開催
- ・相談会開催周知に併せた人権擁護委員制度の周知
- ・地域における身近な相談体制の確立
- ・パンフレットの配布、パネル展の実施【再掲】
- パートナーシップ制度に関する調査研究

(2) 女性や子ども、高齢者に対するあらゆる暴力の根絶

- ・暴力の根絶に向けた意識啓発
- 相談体制の充実及び自立支援
- 地域での犯罪の未然防止及び早期発見に向けた体制整備
- 関係機関との連携強化

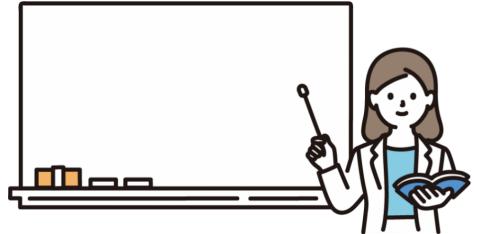
- ・広報紙、パンフレットやパネル展を活用した啓発
- ・若年層を対象とした予防啓発の充実
- 自立に向けた情報の提供(住宅・援護制度等)
- ・相談体制整備(相談窓口の設置、相談担当の資質向上、対応マニュアルの作成等)
- ・ 地域における講演会・学習会の開催
- ・相談対応マニュアルの作成 【再掲】
- 不審者情報の周知

• 庁内関係部署、各相談機関、民生委員、警察との連携



- ・人権に関する情報提供に目を通し、積極的に学習しましょう。
- ・人権侵害や、DV 等に関する相談先を知っておきましょう。
- •人権被害等にあった時や、身近にその疑いがある時は、相談窓口に連絡しましょう。





基本方針Ⅱ

性別に関係なく社会参画できるまちづくり

〈指標〉

| 項目 | | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和 15 年度) |
|------|------------------------|----------------|-------------------|
| 数値目標 | 安平町における審議会等への 女性委員の登用率 | 30% | 現状値以上 |
| 数但日標 | 職員に占める女性職員の割合 | 16.7% | 現状値以上 |

基本的方向①

政策・方針決定機関への女性参画の推進

〈現状と課題〉

- 全国的に見ると様々な分野において女性参画が進んできているものの、政策・方針決定機関への参画についてはまだ少ない状況にあります。安平町においても同様の状況にあり、背景として男性中心の体系となっていることや、女性に対する男性の意識が問題となっていることが考えられます。
- ・一方、女性においては、意思決定機関への参画に対して消極的な傾向も見受けられ、女性参画が進まない原因の一つであると思われます。
- •行政においても、職員に対する男女共同参画に対する意識向上のために研修機会の充実を図り、 また、各委員会、審議会などの委員についても女性の参加が少ない現状にあるため、今後女性 参画を促進する必要があります。
- ・町内各団体、自治会等の活動においては実際には女性が多くの活動を担いながらも、役員等への参画状況は少なく女性の意見が反映されづらい状況にあることや、固定的な役割分担意識についても未だに残っていることが予想されます。

〈施策項目〉

(1) 行政における審議会等への女性参画の促進

- ・審議会等への女性の積極的な登用
- 女性が意思決定機関への参加意欲を高められるよう啓発

●町の取組み (主要事業)

- 各審議会等における女性委員の登用
- ・女性登用の推進
- 公募制の推進、周知及び公募基準の明確化
- 庁内における男女共同参画に係る女性登用の啓発及び推進

(2) 各企業、団体における女性の採用の促進

- 各企業、団体への女性登用の啓発
- 女性が意思決定機関への参加意欲を高められるよう啓発【再掲】

●町の取組み(主要事業)

- ・女性登用に関する啓発及び推進
- ・男女共同参画の普及・啓発【再掲】
- ・パンフレットの配布、パネル展の実施【再掲】
- 企業における先進事例の情報提供
- 誘致企業会、観光協会、各種団体等を通じた啓発活動
- ・女性登用の推進
- 公募制の推進、周知及び公募基準の明確化【再掲】

◆住民の皆さんの取組み

- ・公募や、町からの依頼の機会を通じて積極的に審議会等に参加しましょう。
- ・企業においては、女性の積極的な採用や役員登用等男女共同参画を意識した職場づくりを進めましょう。
- 町政懇談会への参加や、ていあんくんを活用し町へ意見や提案をしましょう。

基本的方向②

男女共同参画に向けた行政の推進(推進計画関係)

〈現状と課題〉

- 庁内の執行体制にあっては、男女共同参画が進んでいるとは言えず、町内企業や地域団体などの男女共同参画推進のためのモデル事業所となるよう、女性の管理職登用や女性職員の積極的な採用など、行政の率先した取組を進めなければなりません。
- 行政においても男女共同参画に対する意識向上のために研修機会の充実や、様々な制度等の充実と周知、また、その制度の活用促進に努めなければなりません。
- ・男性の家事・育児への積極的参加を含む仕事と育児・介護等の両立や、性別に関係なく社会参画できるまちづくりを推進するため、多様化する働き方の環境づくりが求められます。

〈施策項目〉

(1)女性の役職への登用推進

- ・職員の管理職登用に向けた研修の実施
- 女性職員の積極的な採用

●町の取組み(主要事業)

- ・職員の管理職登用に向けた研修の実施
- •「女性が働きやすい職場」を PR した採用活動の実施

(2) 町職員の男女共同参画に対する意識の向上

- 男女共同参画に関する研修の実施
- 制度の充実及び制度の活用促進

- 男女共同参画に係る学習会の実施
- 育児、介護休業代替要員確保
- 各種制度の再周知及び活用促進
- 女性の採用試験受験者の促進
- ・男性の育児休暇取得促進



- ◆住民の皆さんの取組み
 - ・就業先で活用できる制度等について理解し、積極的に利用しましょう。
 - ・町内各企業においても行政と一体となり協力しながら男女共同参画の職場づくりを心がけましょう。
 - ・町内各企業においても、行政の取組みと同様に企業内での制度周知及び活用促進 に努めましょう。





基本的方向③

就労の場における環境の整備

〈現状と課題〉

- ・わが国においては、男性は仕事、女性は家庭を守るといった固定的な役割分担意識が根強く 残っていますが、性別に関わりなく就労の場に進出し活躍できる機会が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による働き方の変化により、多様な働き方の普及が進む中で、 自らのライフスタイルに合った希望どおりの働き方を選択するためには、短時間勤務、テレワーク^{vii}、出社・退社時刻の調整など、多様化する就労形態に関する正確な知識を得る機会が必要です。
- ・就労の場において、男女が共に均等な機会と待遇の確保が図られるよう企業に対しても制度の 周知及び啓発活動が必要です。
- 固定的な役割分担意識により、男性よりも女性が非正規雇用の対象になりやすく、出産等により一度退職した女性の再就職も難しく、再就職しても非正規雇用とならざるを得ない場合も多いのが現状です。そのため、女性の再就職や非正規から正規雇用への転換を希望する方への相談支援体制の整備も課題となっています。

〈施策項目〉

(1) 男女の均等な待遇、雇用環境の確保

- 男女共同参画社会基本法、その他制度等の周知
- 町内企業等(事業主)に対し男女共同参画の啓発

- ・男女共同参画に関する法令・制度改正の周知
- 特定事業主に対する次世代育成支援対策推進法/ に基づく行動計画策定の義務付け
- 男女共同参画に関する法令 制度改正の周知
- ・男女共同参画の普及・啓発 【再掲】

vii テレワーク:情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

viii 次世代育成支援対策推進法:次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、301人以上(平成23年4月1日以降は101人以上)の労働者を雇用する事業主に、「一般事業主行動計画」の策定を義務付けるもの

(2)女性の多様な働き方への支援

- 女性の様々な働き方についての環境整備に向けた啓発及び情報収集、提供
- ・女性の就労相談等における各機関との連携
- 女性の就業や能力向上に関する情報提供及び研修機会の拡大
- ・デジタルスキルのリスキリング×機会の創出

●町の取組み(主要事業)

- 保育サービスの充実・放課後の居場所整備
- ・女性の多様な働き方についての情報収集、提供
- ・保育サービスの充実・放課後の居場所整備
- 雇用相談窓口の設置(通年)
- ・ 求人情報の提供
- ・女性の就労、再就職に向けた支援
- ・デジタルスキル取得に関する研修・セミナーの実施

9

◆住民の皆さんの取組み

- ・ 就業や能力向上研修会に積極的に参加しましょう。
- 多様な働き方について情報収集を行い、男女の性別に関わりなく就労できるよう 自分にあった働き方を見つけましょう。
- ・企業においては、男女の性別に関わりなく働ける職場づくりを心がけ、女性の能力向上に協力、支援しましょう。

imes 新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために必要なスキルを獲得すること。

基本的方向4

男女の仕事と家庭生活の両立の支援

〈現状と課題〉

- 育児や介護については、少子高齢化や核家族化など家族形態の多様化が進む中、地域や社会全体で支援するということが重要となります。しかしながら、現状としては女性に偏っている場合が多く、国際的にみても低水準にある夫の家事・育児関連時間を増やし、より一層の男性の家庭生活への参加が必要です。
- ・仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)が企業の生産性の向上や、社会・経済の活性化に 役立つものであるという理解が不十分であり、今後必要性に関する啓発活動などの効果的な取 り組みが必要です。
- ・根強い固定的役割分担が存在する中、男性の職場中心のライフスタイルからの転換が進んでおらず、今後長時間労働の抑制や、年次有給休暇取得促進など男性の家庭への参画を進めなければなりません。
- ・保育サービスの充実や、子育て支援の拡充などが進められており、安平町についてもはやきた子ども園・おいわけ子ども園において、幼児教育及び保育を総合的に提供するとともに放課後 児童クラブなどの学童保育を行っていますが、今後一層のサービスの充実が求められています。
- ・昨今の不況により、家庭の経済事情も厳しく、育児や介護に係る経済的負担も大きく、負担軽減に向けた経済的支援の充実が必要です。

〈施策項目〉

(1) 家庭への男女共同参画の促進

- ・ 男性の家庭生活への参加啓発
- ・父母の母子保健事業への参加促進

●町の取組み (主要事業)

- 各学習会及び育児講座への参加啓発
- ・乳幼児健診・パパママ教室

(2) ワークライフバランス(什事と生活の調和) xiの啓発・推進

- ワークライフバランスの社会的気運の醸成に向けた啓発
- 育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発

xi ワークライフバランス(仕事と生活の調和): 仕事、家庭生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

• 長時間労働の抑制や年次有給休暇取得促進

●町の取組み(主要事業)

- ワークライフバランスについての情報収集、提供
- ・保育サービスの充実・放課後の居場所整備
- ・両立支援制度についての情報提供
- 男女共同参画に関する法令・制度改正の周知【再掲】
- ・企業における先進事例の情報提供【再掲】

(3) 育児・介護の支援体制の充実

- ・保育環境の充実(乳児保育、休日保育、一時預り、延長保育、体調不良児対応型保育)
- 育児(介護)休業代替要員の確保対策
- ・家庭に応じた経済的支援の充実

●町の取組み(主要事業)

- ・保育サービスの充実・放課後の居場所整備【再掲】
- •子ども園における休日、一時預り保育
- 体調不良児対応型保育の環境整備の検討
- ・男性の育児休暇取得に関する情報提供
- ・地域ぐるみで子育て支援(子育て家庭への経済的支援)
- ・家庭状況に応じた経済的支援、内容周知

4

◆住民の皆さんの取組み

- ・男性も積極的に家事、育児に取組みましょう。
- ・地域ぐるみで子育てができるような体制づくりに積極的に取組みましょう。
- ・町などが主催する子育て教室に積極的に参加しましょう。
- •仕事と生活の調和を日頃から意識して、家庭や子どもと過ごす時間を増やしましょう。

基本方針Ⅲ

地域で支え合い安心して暮らせるまちづくり

〈指標〉

| | 項目 | 現状値 (令和4年度) | 目標値 (令和 15 年度) |
|------|---|-----------------|-------------------|
| 数値目標 | 町ホームページや広報等を通 じた男女共同参画に関する情 報発信の実施事業数 | 8事業 | 10 事業 |
| | 女性役員が複数登用されている 自治会町内会の団体数 | 34自治会中 15自治会 | 現状値以上 |

基本的方向①

相談・支援体制の充実

〈現状と課題〉

- ・様々な相談事例に応じて、各担当課において個別に相談に応じていますが、相談者の課題によっては様々な分野にまたがっている場合があり、男女共同参画の視点から包括的に対応できる窓口及び体制の整備が必要となります。
- ・内容によっては専門的知識が必要であり、町において対応が困難な事案については、適切かつ 迅速な対応ができるよう、専門機関などと連携を強化する必要があります。

〈施策項目〉

(1) 相談窓口の設置・支援体制の整備

- 男女共同参画に関することや、様々な悩みについて相談できる窓口の設置
- 相談窓口と各課との連携による包括的な対応ができる体制整備

●町の取組み(主要事業)

・総合的な相談窓口(ワンストップ窓口)の設置

• 相談窓口と各担当課の連携体制整備

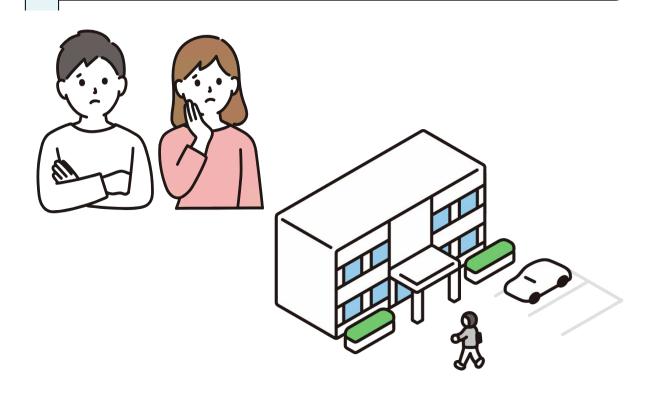
(2)専門機関との連携による対応

- 専門的知識を必要とする事案等に対応するための体制整備
- ・庁内において、適切な支援へ結びつける体制整備

- 相談窓口職員に対する相談員研修(学習会)の実施
- ・相談事例に応じた各専門機関との連携体制の構築



- 小さなことでも悩み事がある場合はすぐ役場に相談しましょう。
- 高齢化や少子化で従来から続いてきた活動が困難になるケースがありますが、他の 団体と連携することで、活動の新たな方向性や展開が見えてくることがあります。 困っている時は相談したり、困りごとを持ち寄り話し合ってみましょう。



基本的方向②

生涯にわたる総合的な支援体制の推進

〈現状と課題〉

- ・女性は、男性とは異なる身体上の特性から健康上の様々な問題に直面することがあり、男女が 互いの特性を理解するとともに女性の乳幼児期から高齢期までの各段階における健康上の課 題に留意し、一層の健康の保持増進が求められています。
- ・ また女性は、妊娠、出産を経験する場合もあり妊娠出産期における様々な制度の周知や制度の 活用促進に向けた啓発活動を進める必要があります。
- ・昨今の厳しい経済状況の中、以前から問題となっているひとり親世帯や単身世帯については、 自ら生計を維持する必要性が増しつつあり、そのための総合的な支援体制の充実が求められて います。

〈施策項目〉

(1)健康づくりの推進

- 男女の身体上の特性に関する理解の啓発
- 各種健診、健康診査の充実
- 健康教室、健康指導、介護予防事業の推進
- 禁煙指導、受動喫煙防止対策の推進

- 学校、家庭、地域が一体となった体験活動
- 各種健診の実施及び健診事後指導
- 学校 (職員含む) の定期健康診断の実施
- ・子ども園での年2回の定期健康診断の実施
- 各種健康講座、健診事後指導の開催
- 介護予防教室

(2) ひとり親世帯及び単身世帯における支援

- 事業者、就労者への制度取得に関する啓発(産前・産後休暇、育児介護休業等)
- ひとり親家庭、単身世帯への総合的支援(経済、住居、医療、保育)

●町の取組み(主要事業)

- ・事業主及び就労者に対する休業制度等の周知、啓発及び制度取得の促進
- ・ 支援制度内容の周知
- 就学援助
- ひとり親家庭支援(自立、生活、就労、再就職)

9

◆住民の皆さんの取組み

- 各種健診の受診や健康教室への参加を通じ生涯の健康について考えましょう。
- ・愛煙家の皆さんは、受動喫煙の防止等に配慮しましょう。
- ・妊娠、出産による退職が当たり前と思わず、産前、産後休暇や育児休業などの 制度を積極的に活用しましょう。
- ・企業においては妊娠、出産期の職員に配慮し、制度を取得しやすい職場づくり を心がけましょう。

基本的方向③

生涯学習の推進、充実

〈現状と課題〉

- ・安平町では、生涯学習講座を開催するとともに、文化活動やスポーツ活動に対して公共施設などの提供を行っており、今後についても一層の学習機会の提供及び充実を進めていかなければなりません。
- ・男性については長い期間にわたる就労の中で、余暇活動などを自ら進んで行うことがなかった 退職者について、定年を迎えた以後の生活においても生きがいを見いだせない状態になる傾向 があります。
- 女性についても家庭生活において育児や介護の負担が大きく、リフレッシュの機会が持ちづらいことなどが指摘されています。
- このことから、男女が共に生きがいを追求できるような支援体制が必要となります。

〈施策項目〉

(1) 学習機会の提供、充実

- ・ 生涯学習講座の開催
- 様々な分野における人材育成のための研修、体験事業の推進、支援
- ・生きがい活動等に対する支援

●町の取組み(主要事業)

- ・生涯学習フェスティバルの実施
- 社会教育事業企画検討会
- 各種リーダー養成講座及び研修
- 高齢者大学

(2) 町内各施設の活用促進

- 各種施設での行事、取り組みについての情報提供
- ・スポーツ行事、文化芸術イベント等の活発な開催

●町の取組み(主要事業)

- ・生涯学習だよりの発行
- ・軽スポーツ普及事業の開催
- ・スポーツ分野の女性参画拡大

◆住民の皆さんの取組み

- 各種研修や生涯学習講座へ積極的に参加しましょう。
- 持っている知識や技術を生かし地域活動などへ貢献しましょう。
- 生涯学習だよりに目を通し、各種文化・スポーツ事業へ積極的に参加しましょう。





基本的方向4)

地域における男女共同参画の促進

〈現状と課題〉

- 地域を豊かで活力あるものとしていくためには、男女共同参画の視点に立った地域活動が求め られます。
- このため誰もが生きがいをもって地域活動へ参加できるよう、意識啓発をはじめ、地域活動に 関する情報提供の充実を図る必要があります。
- ・また、地域において男女が支え合い、安心して暮らせる社会を構築するため、団体役員等への 女性の参画を促進する必要があります。
- 防災分野に関して、意思決定過程における女性の参画割合は低い現状にあり、災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、女性の視点や知識を活かすため、女性の参画を促進する必要があります。

〈施策項目〉

(1) 地域活動への男女共同参画促進

• コミュニティ活動及びイベント等の情報提供

●町の取組み(主要事業)

• 各種地域活動に関する情報及び参画機会の提供

(2) 地域活動における女性参画の促進

- 自治会等役員への積極的な女性登用
- ・女性サミットの開催、女性団体の組織化及び支援
- 女性の人材育成の促進
- ・防災分野における男女共同参画の推進

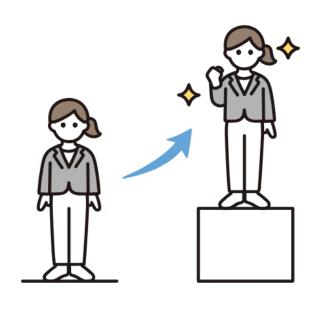
●町の取組み(主要事業)

- ・地域における女性役員等の登用に関する啓発
- ・あびら女性の集い、安平町婦人団体連絡協議会支援
- ・ 女性団体への活動支援
- ・地域リーダー養成に向けた研修会等の開催
- ・男女共同参画視点における防災意識の啓発

 \mathcal{L}

◆住民の皆さんの取組み

- 男女が共に地域活動に参加できる体制を整えましょう。
- ・自治会等役員や地域団体役員への女性の積極的な登用を進めましょう。
- 地域活動を通じて男女共同参画を進めましょう。





資料編

実施事業一覧

【基本方針Ⅰ】男女が互いに個性を認め合い、尊重し合うまちづくり

| 基本的方向 | 施策項目 | 施策 | 実施(予定)事業 | 担当 |
|--------------|---|--|--|------------------------------|
| | (1) 広報、町ホームページ等による情報提供及び啓発 | 広報紙、町ホームペー ジ等より、男女共同参 画に関する情報提供、 啓発 | 広報紙、町ホームページ、あびらチャンネルを 活用した啓発活動、情報 提供 | 総務課 情報G 政策推進課 政策推進G |
| | | 男女共同参画について国、北海道、他地域の | 男女共同参画に係る推進状況の把握及び情報提供 | 政策推進課 政策推進 G |
| ①男女共同参 | (2)情報収集・提供の充実 | 最新情報、制度等の情 報提供 | 先進事例の調査、把握及 び情報提供 | 政策推進課 政策推進 G |
| 画に向けた意識改革、啓発 | 5女共同参 こ向けた意 | 様々な媒体や機会を活 用しての啓発 | パンフレットの配布、パ ネル展の実施 | 政策推進課 政策推進 G |
| 活動の推進 | (3)性別的な役割分担に対する意識の見直し | 固定的役割分担に対する る意識改革及び女性の 社会参画に関する啓発 | 男女共同参画に係る意識、実態調査の実施 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | 町内企業及び団体等へ の男女共同参画に対す る取り組みへの啓発 | 男女共同参画の普及・啓発 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | | パンフレットの配布、パ ネル展の実施【再掲】 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | | 企業における先進事例の 情報提供 | 政策推進課 政策推進 G |
| | (1)学校等における男女 | 男女共同参画、命や 性、人権についての教 育の充実 | 明日の親となる中学生の子育で講座 | 教育委員会 社会教育 G |
| ②男女共同参画に向けた教 | 共同参画の学習の推進 | 教職員に対する男女共同参画の意識啓発 | 教職員に対する啓発活動 | 教育委員会 学校教育 G |
| 育の推進 | (2)家庭内 | 育児、介護等に関する | パパママ教室 | 健康福祉課 健康推進 G |
| | や地域における学習の推進 | 男性への学習機会の拡充、参加促進 | 子育て支援センター事業 | 教育委員会 学校教育 G |

| 基本的方向 | 施策項目 | 施策 | 実施(予定)事業 | 担当 |
|------------------|----------------------------------|---|---------------------------------|------------------|
| | | 育児、介護等に関する 男性への学習機会の拡 充、参加促進 | 地域ネットワーク会議(参加促進) | 健康福祉課 国保·介護 G |
| | | 講演等の学習機会や、 ホームページ等を利用 した学習機会の提供 | 家庭教育講座 | 教育委員会 社会教育 G |
| ②男女共同参 画に向けた教 | (2)家庭内 や地域におけ | | 学習機会の提供(各機 関、団体の事業) | 政策推進課 政策推進 G |
| 育の推進る学習の推進 | 生涯学習、保健福祉関連講座など、男女共同 参画に関する啓発 | 妊娠期子育て講座、幼児期 の子どもを持つ親のための 子育て講座、就学時健診等 を活用した子育で講座、思 春期の子どもを持つ親のた めの子育で講座 | 教育委員会 社会教育 G | |
| | | | 関連講座における啓発活動 | 各講座担当課 |
| | ついての学 | 人権に関する町民意識の醸成 | 人権強化週間における住民周知 | 健康福祉課 福祉 G |
| | | | 様々な機会を通じた人権 意識の普及・啓発 | 健康福祉課 福祉 G |
| | | | 各種イベントでの街頭啓 発 | 健康福祉課 福祉 G |
| ③人権尊重の意識づくり | | | 人権に関する情報提供 | 健康福祉課 福祉 G |
| | | 各世代における人権教育の充実 | 人権の花運動・人権教 室・人権作文コンテスト | 健康福祉課 福祉 G |
| | | | 地域活動を通じた人権教育の推進 | 健康福祉課 福祉 G |
| | | | 学習機会の提供(各機 関、団体の事業) 【再 掲】 | 政策推進課 政策推進 G |

| 基本的方向 | 施策項目 | 施策 | 実施(予定)事業 | 担当 |
|--------------|--|----------------------|--|-----------------|
| | | 人権擁護委員制度の周 | 「困りごとなんでも相談 会及び高齢者対象「特設 人権・困りごと相談会」 の開催 | 健康福祉課 福祉 G |
| | (1)人権に | 知及び相談機会の充実 | 相談会開催周知に併せた 人権擁護委員制度の周知 | 健康福祉課 福祉 G |
| | ついての学 習・啓発 | | 地域における身近な相談 体制の確立 | 健康福祉課 福祉 G |
| | | LGBTQ 等多様な性へ | パンフレットの配布、パネル展の実施【再掲】 | 政策推進課 政策推進G |
| | | の理解促進 | パートナーシップ制度に 関する調査研究 | 政策推進課 政策推進G |
| | (2) 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶 | 暴力の根絶に向けた意識啓発 | 広報紙、パンフレット等 を活用した啓発 | 健康福祉課 福祉 G |
| | | | 若年層を対象とした予防 啓発の充実 | 健康福祉課 福祉 G |
| ③人権尊重の 意識づくり | | 相談体制の充実及び自立支援 | 相談窓口の設置(担当課における緊急相談窓口) | 健康福祉課 福祉 G |
| | | | 自立に向けた情報の提供 (住宅・援護制度等) | 健康福祉課 福祉 G |
| | | | 相談担当職員の資質向上 | 健康福祉課 福祉 G |
| | | | 相談対応マニュアルの作成 | 健康福祉課 福祉 G |
| | | | 地域における講演会・学 習会の開催 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | 地域での犯罪の未然防止及び早期発見に向け | 相談対応マニュアルの作 成【再掲】 | 健康福祉課 福祉 G |
| | | た体制整備 | 不審者情報の周知 | 総務課 情報G |
| | | 関係機関との連携強化 | 庁内関係部署、各相談機 関、民生委員、警察との 連携 | 各担当課 |

【基本方針Ⅱ】性別に関係なく社会参画できるまちづくり

| 基本的方向 | 施策項目 | 施策 | 実施(予定)事業 | 担当 |
|--------|--------------|---------------------------------------|---|----------------------------------|
| | | | 各審議会等における女性 委員の登用 | 各担当課 |
| | | 審議会等への女性の積 | 女性登用の推進 | 総務課 総務G |
| | (1)行政における各審議 | 極的な登用 | 公募制の推進、周知及び 公募基準の明確化 | 総務課 総務G |
| | 会等への女性参画の促進 | | 庁内における男女参画に 係る女性登用の啓発 | 総務課 総務G |
| | | 女性が意思決定機関へ | 女性登用の推進【再掲】 | 総務課 総務G |
| | | の参加意欲を高められ るよう啓発 | 公募制の推進、周知及び 公募基準の明確化【再 掲】 | 総務課総務G |
| ①政策・方針 | 央定機関への | 各企業、団体への女性登用の啓発 | 女性登用に関する啓発及び推進 | 政策推進課 政策推進 G |
| 女性参画の推 | | | 男女共同参画の普及・啓 発【再掲】 | 政策推進課 政策推進 G |
| 连 | | | パンフレットの配布、 パネル展の実施【再 掲】 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | | 企業における先進事例の 情報提供【再掲】 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | | 誘致企業会、商工会を通 じた啓発活動 観光協会を通じた啓発活 動 | 政策推進課 政策推進G 商工観光課 商工観光等 |
| | | 女性が意思決定機関へ の参加意欲を高められ るよう啓発【再掲】 | 女性登用の推進【再掲】 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | | 公募制の推進、周知及び 公募基準の明確化【再 掲】 | 政策推進課 政策推進 G |

| 基本的方向 | 施策項目 | 施策 | 実施(予定)事業 | 担当 |
|----------|---|--------------------------------|--|-----------------|
| | (1)女性の | 職員の管理職登用に向 けた研修の実施 | 職員の管理職登用に向け た研修の実施 | 総務課 総務G |
| | 役職への登用 | 女性職員の積極的な採用 | 「女性が働きやすい職 場」をPR した採用活動 の実施 | 総務課総務G |
| ②男女共同参 | | 男女共同参画に関する研修の実施 | 男女共同参画に係る学習 会の実施、各講演会等への参加 | 総務課総務G |
| 画に向けた行 | | | 育児、介護休業代替要員 | 総務課 |
| 政の推進 | (2)町職員 | | 確保 | 総務G |
| | の男女共同参 | | 各種制度の再周知及び活 | 総務課 |
| | 画に対する意 | | 用促進 | 総務G |
| | 識の向上 | 制度の充実及び制度の | 女性の採用試験受験者の | 総務課 |
| | | 活用促進 | 促進 | 総務G |
| | | | 男性の育児休暇取得促進 | 総務課 総務 G |
| | | | ハラスメント対策の実施 | 総務課 |
| | | | | 総務G |
| | | 男女共同参画基本法、 | 男女共同参画に関する法 | 政策推進課 |
| | | その他制度等の周知 | 令・制度改正の周知 | 政策推進G |
| | (1)男女の均等な待遇、雇用環境の確保 | 町内企業等(事業主) に対し男女共同参画の 啓発 | 特定事業主に対する次世 代育成支援対策推進法に 基づく行動計画策定の義 務付け | 政策推進課 政策推進 G |
| ③就労の場に | | | 男女共同参画に関する法令・制度改正の周知 | 政策推進課 政策推進 G |
| おける環境の整備 | | | 男女共同参画の普及・啓 発【再掲】 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | 女性の様々な働き方に | 保育サービスの充実・放 課後の居場所整備 | 教育委員会 学校教育 G |
| | (2)女性の 多様な働き方 | ついての環境整備に向けた啓発及び情報収集 | 女性の多様な働き方につ いての情報収集、提供 | 政策推進課 政策推進 G |
| | への支援 | 女性の就労相談等における各機関との連携 | 保育サービスの充実・放 課後の居場所整備【再 掲】 | 教育委員会 学校教育 G |

| 基本的方向 | 施策項目 | 施策 | 実施(予定)事業 | 担当 |
|------------------|---|--------------------------------------|--|------------------------------------|
| | | 女性の就労相談等にお | 雇用相談窓口の設置(通 年) | 商工観光課 商工観光労働G |
| ③就労の場に | (2)女性の | ける各機関との連携 | 求人情報の提供 | 商工観光課 商工観光労働G |
| おける環境の整備 | 多様な働き方への支援 | 女性の就業や能力向上 に関する情報提供及 び、研修機会の拡大 | 女性の就労、再就職に向けた支援 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | デジタルスキルのリスキリング機会の創出 | デジタルスキル取得に関する研修・セミナーの実施 | 総務課 情報 G |
| | (1)家庭へ | 男性の家庭生活への参加啓発 | 各学習会及び育児講座へ の参加啓発 | 各担当課 |
| | の男女共同参画の促進 | 父母の母子保健事業へ の参加促進 | 乳幼児健診・パパママ教 室 | 健康福祉課 健康推進 G |
| | (2)ワーク ライフバラン ス(仕事と生 活の調和)の 啓発、推進 | ワークライフバランス の社会的気運の醸成に 向けた啓発 | ワークライフバランスに ついての情報収集、提供 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | 育児、介護休業等の両 立支援制度の周知啓発 | 保育サービスの充実・放課後の居場所整備 両立支援制度についての 情報提供 | 教育委員会 学校教育 G 政策推進課 政策推進 G |
| ④男女の仕事 と家庭生活の | | 長時間労働の抑制や年 次有給休暇取得促進 | 男女共同参画に関する法令・制度改正の周知【再掲】 | 政策推進課 政策推進 G |
| 両立の支援 | | | 企業における先進事例の 情報提供【再掲】 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | | 保育サービスの充実・放 課後の居場所整備 【再 掲】 | 教育委員会 学校教育 G |
| | (3)育児、 | 保育環境の充実(乳児 保育、休日保育、一時 | 子ども園における休日、 一時預り保育 | 教育委員会 学校教育 G |
| | 介護の支援体制の充実 | 預り、延長保育、体調 不良児対応型保育) | 体調不良児対応型保育の 環境整備の検討 | 教育委員会 学校教育 G |

| 基本的方向 | 施策項目 | 施策 | 実施(予定)事業 | 担当 |
|------------------|------------------|-----------------------|-------------------|-------------|
| | (3)育児、 介護の支援体 | 育児(介護)休暇代替 要員の確保対策 | 男性の育児休暇取得に関する情報提供 | 総務課総務G |
| ④男女の仕事 と家庭生活の | | (3)育児、 介護の支援体 | | 地域ぐるみで子育て支援 |
| 両立の支援 | 制の充実 | 家庭に応じた経済的支援の充実 | 家庭状況に応じた経済的支援 | 各担当課 |

【基本方針Ⅲ】地域で支え合い安心して暮らせるまちづくり

| 基本的方向 | 施策項目 | 施策 | 実施(予定)事業 | 担当 |
|-----------------|-------------------------|---|--|------------------|
| | (1)相談窓口の設置・支援体 | 男女共同参画に関する ことや、様々な悩みに ついて相談できる窓口 の設置 | 総合的な相談窓口(ワンストップ窓口)の設置 | 政策推進課 政策推進 G |
| ①相談・支援 体制の充実 | 制の整備 | 相談窓口と各課との連携による包括的な対応ができる体制整備 | 相談窓口と各担当課の連携体制整備 | 政策推進課 政策推進 G |
| 体間の元夫 | (2)専門機関 | 専門的知識を必要とす る事案等に対応するた めの体制整備 | 相談窓口職員に対する相 談員研修(学習会)の実 施 | 政策推進課 政策推進 G |
| | との連携による対応 | 庁内において、適切な 支援へ結び付ける体制 整備 | 相談事例に応じた各専門機関との連携体制の構築 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | 男女の身体上の特性に 関する理解の啓発 | 学校、家庭、地域が一体となった体験活動の充実 | 教育委員会 学校教育 G |
| | | 各種健診、健康診査の 充実 | 乳幼児健診・特定健診・ 後期高齢者健診・結核検 診・各種がん検診 | 健康福祉課 健康推進 G |
| | | | 企業健診の推進(啓発) | 政策推進課 政策推進 G |
| ②生涯にわた る総合的な支 | (1)健康づく | | 学校(職員含む)の定期 健康診断の実施 | 教育委員会 学校教育 G |
| 援体制の充実 | りの推進 | | 子ども園での年2回の定期健康診断の実施 | 教育委員会 学校教育 G |
| | | 健康教室、健康指導、 | 健康講座、健診事後指導 | 健康福祉課 健康推進 G |
| | 健康教室、健康指導、 介護予防事業の推進 | | 足腰しゃんしゃん教室 | 健康福祉課 国保•介護 G |

| 基本的方向 | 施策項目 | 施策 | 実施(予定)事業 | 担当 |
|---------------|---|--|---|-----------------|
| | (0) 711-10 | 事業者、就労者への制度取得に関する啓発 (産前・産後休暇、育児介護休業等) | 事業主及び就労者に対す る休業制度等の周知、啓 発及び制度取得の促進 | 政策推進課 政策推進 G |
| ②生涯にわた る総合的な支 | (2) ひとり親世帯及び単身世帯におけ | ストレの知学院 送自州 | 支援制度の周知 | 政策推進課 政策推進 G |
| 援体制の充実 | る支援 | ひとり親家庭、単身世 帯への総合的支援(経 済、居住、医療、保 | 就学援助 | 教育委員会 学校教育 G |
| | | 育) | ひとり親家庭支援(自 立、生活、就労、再就 職) | 健康福祉課 福祉 G |
| | | 生涯学習講座の開催 | 生涯学習フェスティバル の実施 | 教育委員会 社会教育 G |
| | (1)学習機 | | 社会教育事業企画検討会 | 教育委員会 社会教育 G |
| | 会の提供・充 実 | 様々な分野における人 材育成のための研修、 体験事業の推進、支援 | 子育てサポーターリーダ 一養成講座、胆振管内女 性リーダー養成研修派遣 事業 | 教育委員会 社会教育 G |
| ③生涯学習の 推進 | | 生きがい活動等に対する支援 | 高齢者大学 | 教育委員会 社会教育 G |
| | (2)町内各 施設の活用促 進 | 各種施設での行事、取 り組みについての情報 提供 | 生涯学習だよりの発行 | 教育委員会 社会教育 G |
| | | スポーツ行事、文化交流イベント等の活発な | 軽スポーツ普及事業の開催 | 教育委員会 社会教育 G |
| | | 開催 | スポーツ分野の女性参画 拡大 | 教育委員会 社会教育 G |

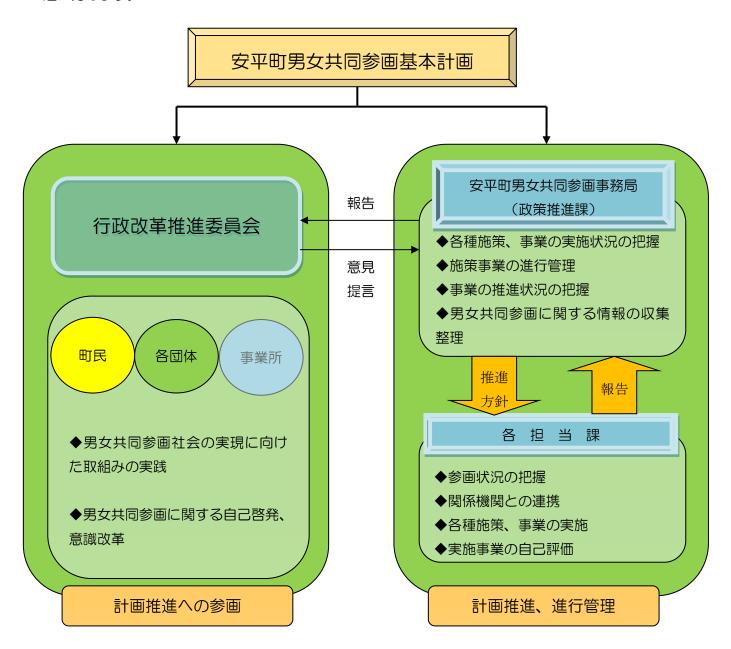
| 基本的方向 | 施策項目 | 施策 | 実施(予定)事業 | 担当 |
|-------|---------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| | (1)地域活動 への男女共同参 画促進 | コミュニティ活動及 びイベント等の情報 提供 | 各種地域活動に関する情報及び参画機会の提供 | 各担当課 |
| | る男女共同参 (2)地域活動 | 自治会役員等への積 極的な登用促進 | 地域における女性役員等 の登用に関する啓発 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | 女性サミットの開 催、女性団体の組織 化及び支援 | あびら女性の集い、安平 町婦人団体連絡協議会支 援 | 教育委員会 社会教育 G |
| | | | 女性団体への活動支援 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | 女性の人材育成の促 進 | 地域リーダー養成に向け た研修会等の開催 | 政策推進課 政策推進 G |
| | | 防災分野における男 女共同参画の推進 | 男女共同参画視点における防災意識の啓発 | 政策推進課 政策推進 G 総務課 総務 G |

用語説明

| | <u> </u> |
|-------------------|---|
| 育児介護休業法 | 育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関 |
| | する制度を設けるとともに、育児及び家族の介護を行いやす |
| | くするため講ずべき措置を定めている。 |
| 次世代育成支援対策法 | 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境 |
| | の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方 |
| | 公共団体による取組だけでなく、301人以上(平成23年4 |
| | 月1日以降は101人以上)の労働者を雇用する事業主に、 |
| | 「一般事業主行動計画」策定を義務付けるもの。 |
| セクハラ(セクシュアル・ハラスメ | 時・場所・相手をわきまえずに、相手を不愉快にさせる性的な |
| ント) | 言動 |
| 男女共同参画社会基本法 | P.3参照 |
| 男女共同参画社会基本法第 14 条 | 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画 |
| 第3項 | 計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社 |
| | 会の形成の促進に関する施策についての基本計画を定めるよ |
| | うに努めなければならない。 |
| DV(ドメスティックバイオレンス) | ″夫婦や恋人などの親しいパートナー間で行われる暴力のこ |
| | とで、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力や |
| | 性的暴力なども、DVに含まれます。 |
| 配偶者からの暴力の防止及び被害 | 配偶者(事実婚を含む)から暴力を受けている人を保護するも |
| 者の保護に関する法律(改正DV防 | ので、被害者の一時保護・支援等を行う「配偶者暴力相談支援 |
| 止法) | センター」の設置や、被害者への接近禁止などの「保護命令制 |
| | 度」等の規定が設けられている。 |
| ライフスタイル | 生活様式、暮らし方。 |
| 仕事と生活の調和 | 仕事、家庭生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、 |
| | 自ら希望するバランスで展開できる状態。 |
| リスキリング | 新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされる |
| | スキルの大幅な変化に適応するために必要なスキルを獲得す |
| | ること。 |
| LGBTQ | 「Lesbian(レズビアン)」、「Gay(ゲイ)」、「Bisexual(バイセク |
| | シャル)」、「Transgender(トランスジェンダー)」、「Queer(ク |
| | ィア)/Questioning(クエスチョニング)」の頭文字を取って名 |
| | 付けられた、幅広い性のあり方を総称する言葉。 |
| テレワーク | 情報通信技術を活用した時間や場所を友好に活用できる柔軟 |
| | な働き方。 |

計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて家庭、地域、職場、学校等あらゆる場において、協働で計画の推進に努めます。



安平町男女共同参画基本計画策定経過

| 日時 | 事項 | 内容 |
|----------------------|------------------------|---|
| 平成23年2月3日 | 男女共同参画基本計画検討会 | 計画案の説明計画案の内容協議 |
| 平成23年2月4日~ | 各課事業ヒヤリング | • 計画策定に係る事業の抽出 |
| 平成23年3月17日 | 安平町行政改革推進協議会 | ・計画策定に係る中間報告 |
| 平成23年3月18日 | 安平町行政改革推進委員会 | ・計画策定に係る中間報告 |
| 平成23年6月16日 | 男女共同参画基本計画検討会 | 事業ヒヤリング結果報告重点項目(事業)の検討 |
| 平成23年6月24日 | 庁内会議 | • 計画案概要説明 |
| 平成23年7月21~ 8月22日 | 計画案に係るパブリックコメ ントの実施 | • 提出意見 2名 7件 |
| 平成23年8月29日 | 安平町行革推進協議会 | ・パブリックコメント結果報告・計画案内容確認 |
| 平成23年8月30日 | 安平町行政改革推進委員会 | ・パブリックコメント結果報告・計画案内容確認 |
| 平成 29 年 9 月 1 日~ | 第2次計画の協議 | |
| 平成 29年 11月 15日 | 第 1 次計画の総括 | ・H28 決算、H29 予算・事業内容の洗い出し |
| 平成 30 年 2 月 28 日 | 安平町行政改革推進委員会 | ・計画の延長 (町長選挙における) |
| 平成30年8月22日 | 男女共同参画基本計画検討会 | ・第2次安平町男女共同基本計 画の策定について |
| 平成30年8月27日 | 安平町行政改革推進委員会 | ・計画策定に係る中間報告 |
| 平成31年2月20日~ 3月13日 | 計画案に係るパブリックコメントの実施 | • 提出意見 O名 O件 |
| 令和元年5月28日 | 安平町行政改革推進委員会 | ・パブリックコメント結果報告・計画案内容確認 |
| 令和5年6月27日 | 安平町行政改革推進委員会 | ・第3次安平町男女共同基本計画の策定方針について |

| 令和5年11月8日 | 男女共同参画庁内検討会 | ・第2次男女共同参画基本計画 事業評価について |
|---------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 令和6年3月14日 | 男女共同参画庁内検討会 | • 計画案内容協議 |
| 令和6年6月5日 | 安平町行政改革推進委員会 | • 計画素案に係る協議 |
| 令和6年6月11日~ 7月11日 | 計画案に係るパブリックコメントの実施 | • 提出意見 〇名 〇件 |
| 令和6年 月 | 第3次安平町男女共同参画基本計画 策定完了 | (策定完了後、最初の町議会定 例会にて策定完了を報告) |

安平町男女共同参画基本計画

発行/安平町 編集/政策推進課

発行年月:令和6年〇月

〒059-1595 北海道勇払郡安平町早来大町95番地

TEL 0145-22-2511

FAX 0145-22-2026

URL https://www.town.abira.lg.jp/